



## JAPAN HUMAN SUPPORT UNION

外国人介護技能実習生のご案内

---

～ 世界に羽ばたく人財を ～

一般社団法人全国人材支援連合会

<http://jinzai-japan.link/>



※本資料には予想が含まれております。介護技能実習制度の開始は閣議決定されており、技能実習法案が参議院本会議を通過した現在、介護技能実習制度のスタートはほぼ確実ですが、本資料の記載内容と実際の制度開始時の内容は変わる可能性もございますのでご容赦願います。

## 1. 【介護】実習で認められる業務の内容

下記必須業務を全業務時間の2分の1以上実施する必要があります。

また、周辺業務は3分の1以下程度としなければなりません。

- 必須業務：身体介護（入浴、食事、排泄、体位変換、移乗・移動等の介助等）
- 関連業務：身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等）
- 周辺業務：その他（お知らせ等の掲示物の管理等）

## 2. 受入実施機関の要件

- ①介護福祉士国家試験において、「介護の実務経験」として認められている施設
- ②訪問系サービスではないこと
- ③経営が一定程度安定している機関（原則として設立後3年を経過している機関）
- ④実習実施指導員は、介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士の有資格者



## 3. その他、注意点について

### ①介護技能実習生の日本語能力

入国時に日本語能力試験（JLPT）N4、または政府がそれと類すると認める資格を取得している必要があります。

実習1年経過後の2号移行時にはN3、またはそれと類すると認める資格を取得していなければ実習は継続できません。

### ②介護技能実習の実習期間と再入国の可能性

＜優良な監理団体、優良な実習実施機関と認定されていない場合＞

実習期間は3年。実習期間終了後は、技能実習ビザでの再入国はできません。

＜優良な監理団体、優良な実習実施機関と認定された場合＞

実習期間は5年。実習期間終了後は、技能実習ビザでの再入国はできません。



## 1. 日本語能力の不足

日本語能力試験（JLPT）N4相当の日本語能力で入国できますが、N4レベルでは介護現場に必要な日本語能力に不足があります。

### 【→解決策】

当連合会では、介護技能実習生教育プロジェクトにおいて、送出し国で徹底した日本語教育を実施し、原則として日本語能力試験（JLPT）N3レベルまで実習生を教育してから、日本に入国して頂く予定です。

## 2. 実習1年後のN3取得が困難

実習1年後に日本語能力試験（JLPT）N3相当を取得しないと強制帰国となってしまいますが、N4レベルの日本語能力しかない実習生が現場で働きながらN3を取得することは著しく困難であり、9割程度の実習生が強制帰国になってしまう可能性があります。そうなりますと、多大な犠牲を払って日本に来た実習生だけではなく、受入れた介護施設（実習実施機関）も人員計画等に大幅な狂いが生じ、多大な損害が発生します。

### 【→解決策】

前述の通り、送出し国で徹底した日本語教育を実施し、日本語能力試験（JLPT）N3レベルまで実習生を教育してから日本に入国してもらい、実習開始後1年以内のN3取得は容易にすることにより、実習生が強制帰国になることを防ぎ、安心して技能実習に取り組んで頂けるよう努めます。

## 3. 介護技術の不足

技能実習【介護】においては、入国時に介護技術を習得していることは求められていません。しかし、日本語能力が低い実習生が日本において、日本人介護教師から介護技術を取得することは非常に困難で、介護現場に混乱を招くことが予想されます。

### 【→解決策】

送出し国での事前教育時に、介護の専門用語を併せて実施致します。また、日本へ入国してからの入国後講習では介護専用の講習を実施し、介護職員初任者研修レベルの介護知識を身に付け配属となります。



## 4. 介護に対する理解の不足

多くの東南アジア諸国においては、そもそも「介護」という概念がなく、「看護」の中に含まれます。

そのため、日本の「介護」に対する正しい理解がなければ、実習生が想定していたものとのギャップにより脱落者が出てしまうおそれや、事故が起こる可能性があります。

例えば、おむつ交換なども、いくら看護大学の卒業生であっても実務経験がない場合、その作業が出来るのか、出来ないのかにかかわらず、抵抗がある人では長期的に実習継続は難しいという問題があります。

さらに、看護師にはプライドがある場合が多く、母国においては看護師がやるべき仕事ではないという作業も含まれているため、よくよく理解を得なければ、来日して実習が開始した際に、想定していた仕事と違うといった不満やミスマッチが発生してしまう恐れがあります。

また、介護の対象となるのは一般的には老人であり、細心の注意を払わなければ、怪我をさせたり、トラブルが起きる可能性があります。

### 【→解決策】

送出し国の選定、適正な送出し機関の選定、実習生候補者の徹底したスクリーニングを実施したうえで、日本語のほか「介護」について理解を深めてもらい、問題がない候補者にのみ応募していただくよう、日本側の介護施設と、海外の送出し機関との意見交換のもと、介護実習生教育プロジェクトに取り組み、こうしたミスマッチを未然に防ぎ、来日する実習生の認識とのギャップを取り除きます。



## 5. 介護現場の理解不足によるトラブル発生の可能性

外国人介護技能実習生を準備不足や理解不足で採用してしまうと、介護現場が混乱し、様々なトラブルが発生する可能性があります。

《発生が考えられるトラブルとそれに対する解決方法》

### ①過剰な期待・理解不足による人的トラブル

外国人技能実習生に対する過剰な期待は禁物です。実習生が出来そうにないことを出来ると思込み、過度な期待や要求をしてしまうと、日本人側は「なぜ出来ないんだ！」というストレスが溜まり、実習生側も「なぜ出来ないことをやれというのだ！」というストレスが溜まってしまいます。そうしますと雇用側・日本人スタッフと実習生との間に大きな溝ができてしまい、失踪等のトラブルに発展する可能性があります。

#### 【→解決策】

雇用側・日本人スタッフと外国人技能実習生とのギャップやミスマッチ、過剰な期待、理解不足を防ぐために、介護技能実習生導入前に資料を用いて事前説明を行います。

### ②外国人技能実習生配属後の各種トラブル

外国人技能実習生が配属された後においても、介護現場では様々なトラブルが発生する可能性があります。

#### 【→解決策】

海外送出し機関と連携し、監理団体が通訳を含めたきめ細かいサポートを行い、トラブルを未然に防ぎつつ、発生時には早期円満に解決するために、徹底的にサポート致します。



# EPA・在留資格【介護】と外国人技能実習生の比較



	EPA	在留資格【介護】	外国人技能実習生
就労期間	4年 ※介護福祉士の国家資格に合格した場合は永続的に滞在可能	最長5年（更新可）	3年 ※諸条件をクリアした場合は最長5年
受入国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし	討議議事録（R/D）並びに補足討議議事録（補足R/D）を締結している送出し国15カ国
雇用契約	基本的に日本人と同様	基本的に日本人と同様	県の定める最低賃金以上
日本語能力	おおよそN2以上	おおよそN2以上	入国時N4所持、1年後N3取得義務
受入団体	JICWELSのみ	-	各外国人技能実習生受入れ監理団体
配属までに必要な期間	約1年間	留学ビザとして入国→2年以上介護福祉士養成施設に就学→介護福祉士取得→配属	面接後約6カ月
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府の政策的な側面からのバックアップ</li> <li>• 政府から補助金が受けられる</li> <li>• 国家試験に合格すれば介護士として定員に数えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 受入れ可能国の指定がない</li> <li>• 何かと制限の多いEPA制度を利用せずとも介護士を雇うことができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 膨大な介護職ニーズに対する人財供給が可能</li> <li>• 受入れ可能国の指定がない</li> <li>• N3相当の日本語能力を有する人材を受入れることができれば、有効活用できる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• そもそも、難関である介護福祉士試験に合格する人が少ない</li> <li>• ハードルが高く、当制度で人財を確保すること自体、難易度が高い</li> <li>• 結果的に帰国してしまう人が大半である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 介護士採用までに多大な時間がかかる</li> <li>• 私費で留学するため、本人の費用負担が多く、かつ介護福祉士に合格しなければ日本で就労することができない</li> <li>• ハードルが高く、当制度で人財を確保すること自体、難易度が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本語能力がEPA、在留資格【介護】に比べて低い</li> <li>• 国家資格を所持していない</li> <li>• N4レベルで入国させると、実習を受けながらN3取得を目指すこととなり、帰国の可能性が高まる</li> </ul>

